

令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

東広島市では、女性の社会参画および経済的自立の促進を重要な施策の一つとして位置づけ、女性活躍推進に関するさまざまな取組を実施してきた。近年は、働き方の多様化やライフステージの変化に伴い、「自分らしい働き方を実現したい」「何か新しいことに挑戦したい」と考える女性が増加しており、こうした意欲を地域の活力につなげていくことを目指している。

本市においては、これまで「WOMAN ネットワーク」事業を通じて、女性が自身のキャリアに関する悩みや課題を言語化し、「やりたいこと」を見つけ、宣言することを目的とした支援を行ってきた。同事業においては、参加者同士の交流や意識変容といった一定の成果が見られた一方で、その想いの実現に向けた具体的な行動や事業化を支援する取組には至っていなかった。

令和8年度は、起業・創業や副業等のビジネスに関心を持つ女性を対象に、構想段階の想いやアイデアを整理し、事業化に向けた一歩を踏み出すための基礎的なビジネススキルの習得と行動の開始を伴走的に支援するプログラムを実施する。

あわせて、東広島イノベーションラボミライノ+（以下「ミライノ」という）を拠点として、参加者同士のコミュニティ形成を通じた学び合いと相互支援の関係を育み、将来的に多様な女性のロールモデル創出とその活躍を身近に感じられる市民のつながり形成を目指す。

4 委託業務内容

(1) 対象者

市内在住で、起業や副業等を目指す18歳以上の女性で、パソコンやオンライン環境を自ら準備できる者とする。就労・未就労の別は問わない。

参加者数は20人程度とするが、伴走支援の質が十分に確保できる運営体制とすること。

(2) 成果指標 (KPI)

本事業における成果指標については提案事項とするが、起業又は副業の実現件数を必須の成果指標として設定すること。

(3) 講座の内容

本事業における講座は、ビジネスの考え方を学ぶ集合研修（共通基盤づくり）と参加者自信の状況に応じて段階的に事業の具体化や実践的な取組につなげていく個別伴走支援（実装・行動支援）により構成するものとする。

① 実施期間

募 集 令和8年7月

支 援 令和8年8月～令和9年2月

活動報告 令和9年3月

② 集合研修

内容および回数は提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

ア 集合研修は、ミライノにおいて2回以上開催すること。

イ 受講が困難な参加者も想定し、アーカイブ配信等による受講フォローを行うこと。

③ 個別伴走支援

内容および実施方法は提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

ア 受講者が研修プログラムを確実に完了できるよう、進捗状況管理、個別相談対応等、きめ細かな伴走支援を実施すること。

イ 対面またはオンライン等を含め、参加者特性や事業内容に応じた方法により、効率的な進捗管理と円滑なコミュニケーションが可能な環境を整備すること。

ウ 受講が困難な参加者へのフォローとして、必要に応じてアーカイブ配信等を活用すること。

エ これらの支援を通じて、参加者の離脱を防止し、継続的な行動を支援すること。

(4) 広報

本事業の募集および実施にあたっては、市の広報と連携しつつ、受託者において事業内容や対象者特性を踏まえ、市民により広く周知し、参加申込みにつなげるための効果的かつ実効性のある広報手法を提案し、実施すること。

(5) 定期報告・打合せ

毎月、前月分の実施状況について書面により報告を行うこと。

あわせて、事業期間の中間時点において、中間報告書を提出し、進捗状況および課題分析を行ったうえで、KPI達成に向けた修正・改善方針を市に提示すること。

必要に応じて、Web会議等により協議・打合せを行うこと。

(6) 成果発表会

内容および実施方法は提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

ア 本事業に参加して身に付けたスキル、考え方、行動の変化、取組内容等について、参加者それぞれの状況に応じた方法で共有する成果発表会を企画・運営すること。

イ 広く市民が参加する場で成果発表会を行い、次に続く挑戦の機運醸成を図ること。

ウ 成果発表の方法は、プレゼンテーションに限らず、トークセッション、パネルディスカッション、動画、インタビュー形式等、参加者が無理なく発表できる形式を認めるものとする。公開方法および公開範囲については本人の意向を尊重し、発表を強制しないよう配慮すること。

5 運営体制

運営体制については提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

ア 事業統括責任者を1名配置し、ビジネススキル向上に関する企業研修の実施実績および起業・創業支援の実績を有する者とする。

イ 運営スタッフは、受講者10名につき1名以上を配置することとし、主たるスタッフは、起業・創業支援又は女性支援に関する実績を有する者とする。

ウ 市との連絡・調整を主に担う窓口担当者を定め、円滑な情報共有が行える体制とすること。

6 アンケートの実施

研修プログラム終了後、受講者に対してアンケートを実施すること。

アンケート項目については、受講前後の変化が把握できる内容を受託者が作成し、市と協議の上決定するものとする。

7 報告書

受託者は、業務完了後、委託業務の実施内容の詳細および事業効果・分析結果を記載した報告書を作成し、発注者に提出すること。

成果物は原則として電子データで納品するものとし、内容、媒体および数量については発注者と協議の上決定する。

8 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外利用、第三者への開示または漏えいをしてはならない。この義務は、本契約終了後も同様とする。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護条例（令和4年広島県条例第33号）を遵守し、適切に管理しなければならない。

10 成果物の著作権

本業務により作成された成果物の著作権の取扱いについては、発注者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

11 再委託

受託者は、本業務の主要な業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部であって、補助的又は専門的な業務について第三者に再委託する必要がある場合には、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

12 その他

(1) 業務の履行に際して参加者の費用負担が発生する場合には、あらかじめその内容を周知し、十分に説明を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上、実施するものとする。